

国土入企第 3 号
令和 2 年 4 月 1 日

各府省庁等主管担当課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用促進等について

建設キャリアアップシステムについては、今年度 4 月から運用が開始され、着実に制度の利用が進められているところですが、建設キャリアアップシステムを「建設業界共通の制度インフラ」として更なる普及・活用を促進する観点から、令和 2 年 3 月 23 日、国土交通省と建設業者団体が連携し、令和 5 年度からの「あらゆる工事での CCUS 完全実施」に向けた具体策等からなる、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」(別添 1) (以下「官民施策パッケージ」という。) をとりまとめ、このたび、建設業者団体に対して、積極的な制度の活用等を要請するとともに(別添 2)、地方公共団体及び主な民間発注者団体あてにも通知したところです(別添 3、4)。

建設キャリアアップシステムについては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年 10 月 18 日閣議決定)においても制度の活用促進を図る旨が明記され、公共工事における取組を公共発注者に対して要請したところですが(「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和元年 10 月 21 日付け総行行第 215 号・国土入企第 26 号等))、官民施策パッケージにおいては、建設業退職金共済制度の令和 5 年度からの公共工事等の建設キャリアアップシステム完全移行の方針や、国土交通省直轄工事での CCUS 義務化モデル工事の実施等について盛り込まれ、地方公共団体が発注する工事においても、建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている元請事業者に総合評価落札方式で加点を行う取組やその検討が一部の県で始められるなど(別添 5)、公共発注者による取組が着実に進められているところであります。

建設キャリアアップシステムは、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払と処遇改善に加え、施工体制台帳の作成の効率化等にも資するものですが、建設工事の現場において活用されるためには、技能者によるキャリアアップカード

(以下「カード」という。)の取得に加え、カード取得者が建設工事の現場で就労実績等を蓄積できるよう、建設工事を受注する元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や施工体制に参画する下請事業者による施工体制登録等が必要とされる必要があります。

公共工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であり、若者をはじめとする中長期的な技能者の確保・育成に配慮することは公共発注者が果たすべき責務です(公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項参照)。建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとして、元請事業者による現場登録とカードリーダーの設置や、施工に参画する下請事業者と技能者による現場での活用を促進するためには、公共工事の発注者において制度活用に向けた適切な配慮やインセンティブ措置等が的確に講じられ、公共工事における制度の活用に向けた環境整備が進められることが重要です。

今後、国土交通省及び建設業界を挙げて、建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとし、その完全活用を実現することを目指す取組を加速することとしていますので、元請事業者及び下請事業者による活用が促進され、建設工事に従事する技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、貴府省庁等におかれましても、公共工事の発注部局において、本通知に沿った取組を促進していただくとともに、所管の独立行政法人や特殊法人等、また建設工事の発注を行う民間企業の団体に対して、本通知の内容を周知していただきますようお願いいたします。